

# (参考) 栄養成分表示をめぐる国際的な動向

	CODEX	栄養成分表示が義務の国・地域の例								日本	
		米国 カナダ	韓国	アルゼンチン ウルグアイ パラグアイ ブラジル	香港	台湾	オーストラリア ニュージーランド	EU※4	中国	新基準案	現行制度 (任意)
エネルギー 炭水化物 たんぱく質 脂質	必須	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	必須※6
ナトリウム	必須※1※2	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務 (食塩)	義務	義務 (食塩相当量)	必須※6
飽和脂肪酸	必須※1	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	任意	推奨	任意
糖類	必須※1	義務	義務	任意	義務	任意	義務	義務	任意	任意	任意
トランス脂肪酸	任意※3	義務	義務	義務	義務	義務	任意	任意	義務※5	任意	任意
コレステロール	任意	義務	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意
食物繊維	任意	義務	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	推奨	任意
ビタミンA ビタミンC カルシウム 鉄	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意

※1 第34回コーデックス委員会総会(2011年7月)において、栄養表示を行う場合、必ず表示すべき事項として、ナトリウム、飽和脂肪酸、糖類が追加された。  
 ※2 第34回コーデックス委員会総会(2011年7月)において新規事項として追加され、「各国において、総ナトリウム量を食塩相当量で「食塩」として表示することを決定することも可能である」旨が脚注に記載されている。  
 ※3 第34回コーデックス委員会総会(2011年7月)において、「トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国では、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある」旨が脚注に追加された。  
 ※4 2011年12月に食品ラベルに関する新規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」が発効され、栄養表示は5年の猶予期間を経て義務化される予定である。  
 ※5 水素添加又は部分水素添加をしている油脂が使用されている食品については、トランス脂肪酸の含有量を表示しなければならない。  
 ※6 栄養表示をする場合に表示が必須であるもの